

# 入札説明書

令和3年12月1日  
(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 東北支社長 八木 茂樹

令和3年12月1日に入札公告した「横手工事事務所事務用備品購入」に係る一般競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」といいます。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「入札説明書」に記載のとおり実施します。

## 第1 基本事項（調達手続の概要）

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1-1. 調達機関番号     | 417   |
| 1-2. 所在地番号      | 04  |
| 1-3. 品目分類番号     | 14  |
| 1-4. 契約件名       | 横手工事事務所事務用備品購入  |
| 1-5. 契約責任者      | 東日本高速道路株式会社 東北支社長 八木 茂樹   |
| 1-6. 契約担当部署     | 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1<br>JR仙台イーストゲートビル 12階<br>(電話) 022-395-7574<br>(電子メールアドレス) <a href="mailto:ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp">ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp</a> |
| 1-7. 入札の方法      | 郵送入札  |
| 1-8. 落札者の決定方法   | 自動落札方式  |
| 1-9. 競争参加資格の確認  | 事前審査方式（通知型）   |
| 1-10. 単価表の提出    | 必要…入札者に対する指示書[10]を参照のこと。  |
| 1-11. 入札保証      | 不要  |
| 1-12. 契約保証      | 不要  |
| 1-13. 契約書の作成    | 必要…入札者に対する指示書[23]を参照のこと。  |
| 1-14. 見積活用方式の有無 | 有   |
| 1-15. 契約図書      |   |
- (1) 本件契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- |               |  |
|---------------|--|
| ① 入札公告        | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service">https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</a>        |
| ② 入札説明書…本書    | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service">https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</a>        |
| ③ 契約書         | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>「購入契約書」を使用すること。                   |
| ④ 入札者に対する指示書  | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>「入札者に対する指示書【郵送入札】《購買等契約》」を使用すること。 |
| ⑤ 仕様書         | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service">https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</a>        |
| ⑥ 金抜設計書       | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service">https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</a>        |
| ⑦ 競争参加資格確認申請書 | 本書の様式1のとおり   |
| ⑧ 入札書         | 上記④入札者に対する指示書様式1のとおり   |
| ⑨ 単価表         | 上記⑥の金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式3により作成すること。なお、金抜設計書の様式と入札者に対する指示書様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書により作成すること。   |
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、そ

の内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

なお、下記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

- (4) 契約図書の交付期間 入札公告日から令和3年12月15日(水)まで

## 第2 調達手続に付する事項(調達概要)

### 2-1. 調達概要

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 調達品名及び数量等 | 仕様書、金抜設計書のとおり    |
| (2) 調達品の仕様等   | 仕様書のとおり          |
| (3) 納入場所      | 仕様書のとおり          |
| (4) 納入期間      | 契約締結の日の翌日から100日間 |

## 第3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下「入札者」)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書(以下「申請書」)」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

なお、審査基準日(下記に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ)以降、落札者決定までの間において該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

- (1) 審査基準日において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域2(東北支社が所掌する区域)」において、取引停止措置を受けていない者であること(取引停止措置期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 【役員・管財人の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

**【管財人の定義】**

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (4) メーカーからの出荷証明書（今回納入を求めている標準品又は同等品が確実に出荷できることを製品ごとにメーカーからあらかじめ証明した書類）を提出した者であること。（様式2）
- (5) 秋田県又は隣接県内に本・支店又は営業所を有し、製品納入後の不具合・修理等に迅速に対応できる者であること。（様式3）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記載のうえ、記名押印すること。</li> <li>・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。</li> <li>・その他補足事項については、入札者に対する指示書[6]を参照のこと。</li> </ul>
出荷証明書(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記入のうえ記名押印すること。</li> <li>・標準品又は同等品は、メーカー毎に作成すること。</li> <li>・出荷証明書は原則、メーカーと入札参加希望者間での証明とするが、正規販売代理店等を介する場合は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①メーカーと正規販売代理店等間での出荷証明書</li> <li>②①正規販売代理店等と入札参加希望者間での出荷証明書</li> </ul>               とすることで、メーカーからの製品出荷が担保されることから、提出書面として有効となる。             </li> </ul>
営業所等証明書(様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記3-1(5)に示す本・支店又は営業所の所在地が確認できる資料を添付すること。</li> <li>・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。</li> </ul>
参考見積書の提出(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約件名、会社名、担当者名等必要事項を記載すること。</li> <li>・作成方法については、後記「第4 見積活用方式」を参照すること。</li> <li>・標題は「見積書の提出」とすること。</li> </ul>
参考見積書(様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象項目は本件契約の金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目とし、対象項目に係る見積金額を記載すること。</li> <li>・標題は「参考見積書」とすること。</li> <li>・同等品で入札に参加を希望する場合は、当該製品の品質、規格、性能等を記載することとし、併せて証明する資料(カタログコピー等)</li> </ul>

	<p>をマーカーで示し、それぞれの品目に対して添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同等品は1品目に対して1つとする。</li> <li>・見積金額にかかる根拠書類の添付は不要とするが、交渉過程において必要と認めた場合は、根拠書類の提出を求める場合がある。</li> </ul>
--	--

(2) 競争参加希望者は、申請書を次の手順に従い封筒に封かんしなければならない。

① 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。

- (1) 競争参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 出荷証明書（様式2）
- (3) 営業所等証明書（様式3）
- (4) 参考見積書の提出（様式4）
- (5) 参考見積書（様式5）

② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

- (1) 競争参加資格確認申請書類在中
- (2) 本件調達の入札公告（説明書）に示す契約件名
- (3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

### 3-3. 競争参加資格確認申請書の提出

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書を提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告日から令和3年12月15日（水）16時00分まで
- ② 提出場所 上記1-6「契約担当部署」のとおり
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により提出するものとし、書留郵便等の場合の提出部数は正1部・副1部とする。（なお、提出期間後の競争参加資格申請書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足について十分確認の上、提出すること。）  
 ※電子メールでの提出は、「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。その際は、文書への押印は省略可能とする。

※大容量ファイル転送サービスを利用した送信は不可とする。

- ④ 提出書類 上記3-2(2)で作成した申請書が封かんされた封筒

### 3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

（入札者に対する指示書[7] [1]「事前審査方式(通知型)の場合」を参照のこと。）

確認結果通知予定日 令和4年1月5日（水）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し説明請求者の氏名及び住所、本公告の契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面（様式自由）によりその説明請求をすることができる。

- ① 提出期限 確認結果通知のあった日の翌日から7日以内（休日を除く）
- ② 提出場所 上記1-6「契約担当部署」のとおり
- ③ 提出方法 上記3-3(1)③のとおり

(3) 契約責任者は、説明を求められたときは、上記(2)①の提出期限の最終日の翌日から5日以内（休日を除く）に書面により回答する。

## 第4 見積活用方式

### 4-1. 見積活用方式の実施

(1) 本件は、入札前に入札者に対しNEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象調達である。

## (2) 見積活用方式の概要

本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（仕様書で定めた性能、機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか等）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（以下、これらを「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格を設定する方式をいう。

## (3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期限 競争参加資格確認申請書の提出期限に同じ。
- ② 参考見積書提出場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 参考見積書提出方法 書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により提出するものとし、書留 郵便等の場合の提出部数は正 1 部とする。（なお、提出期間後の競争参加資格申請書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足について十分確認の上、提出すること。
- ④ 提出書類 参考見積書の提出（様式 4）及び参考見積書（様式 5）

## (4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の確認の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認する趣旨で行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後令和 4 年 1 月 7 日（金）から令和 4 年 1 月 21 日（金）までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に電子メールにて問合せを行うことを想定している。

## (5) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期限 令和 4 年 1 月 28 日（金）16 時まで
- ② 訂正参考見積書提出場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 訂正参考見積書提出方法 下記 5-1. (3) 提出方法と同じ
- ④ 提出書類 訂正参考見積書の提出（様式 4）及び訂正参考見積書（様式 5）

なお、上記(4)による問合せが無かった入札者及び上記(4)による問合せがあった者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

## (6) 上記(3)に示す提出期限までに入札者が参考見積書を提出しなかった場合、又は、(4)の問合せの確認過程において、訂正参考見積書の提出が必要である旨を NEXCO 東日本と確認した入札者が(5)に示す期限までに訂正参考見積書を提出しなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者が入札を行った場合であっても、その入札は無効として取り扱う。

## (7) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時における見積対象項目の総額（以下「入札時総額」という。）は、最終参考見積書の見積対象項目の総額（以下「最終見積総額」という。）を超えない限り変更ができるものとし、入札時総額が最終見積総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。

## (8) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いはいしない。

## (9) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不相当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、物品等取引停止等の措置を講じる場合がある。

## 第5 入札・開札・落札者の決定

### 5-1. 入札書の提出並びに開札の日時及び場所

- (1) 提出期間 令和4年1月28日（金）16時00分まで
- (2) 提出場所 上記1-6「契約担当部署」のとおり
- (3) 提出方法 ①から④に示す書類を、次に示す方法により封かんのうえ、書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により提出

①入札書（入札者に対する指示書様式1）

②単価表（1-15(1)⑥に示す金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式3により作成すること。ただし、金抜設計書の様式と入札者に対する指示書様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書の様式により作成すること。）

③訂正参考見積書の提出について（様式4）

④訂正参考見積書（様式5）

（注）③及び④の書類は、次のいずれかに該当する者のみ提出すること。次のいずれにも該当しない場合は提出不要である。

- 一 4-1. (4)の問合せにおける確認過程において、訂正参考見積書の提出が必要である旨をNEXCO東日本と確認した入札者
- 二 参考見積書の訂正が必要と自ら判断した入札者

《入札者に対する指示書 [11] 参考》

① 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。

(1) 入札書（入札者に対する指示書様式1）

(2) 単価表（1-15(1)⑥に示す金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式3により作成すること。ただし、金抜設計書の様式と入札者に対する指示書様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書の様式により作成すること。）

② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

(1) 入札書在中

(2) 本件調達の契約件名

(3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

③ 上記②で封かんしオモテ面に記載した封筒と次に示す書類を、別の封筒にすべて入れて封かんすること。

(1) 訂正参考見積書の提出（様式4）

(2) 訂正参考見積書（様式5）

④ 上記③で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

(1) 入札書類在中

(2) 本件調達の契約件名

(3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

(4) 提出書類 (3)の入札書が封かんされた封筒

(5) 開札日時 令和4年2月14日（月）15時00分

(6) 開札場所 NEXCO東日本 東北支社 会議室

(7) 入札者は、開札に係る留意事項として、入札者に対する指示書[14]、[15] [1]を参照のこと。

### 5-2. 落札者の決定

契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。  
なお、落札者の決定方法については、入札者に対する指示書[16] [1]を参照のこと。

## 第6 その他

### 6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 6-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ① 受付期間 入札公告日から令和4年1月14日（金）16時00分まで
  - ② 受付場所 上記1-6「契約担当部署」のとおり
  - ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法）により提出すること。  
なお、質問書面には会社名及び提出日を記載することとし、書留郵便等による提出の場合は、押印すること。  
【質問内容の記載上の留意点】  
質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること
- (2) 上記(1)の質問に対する回答については、次の定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く）
  - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報」内の「本公告件名」の「その他情報」）に掲載する。  
⇒ [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。  
⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>
- 6-3. 入札の無効  
入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。
- 6-4. 遵守すべき事項  
この競争を行う場合において了知し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。
- 6-5. 当該契約に直接関連する他の契約を当該契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無  
無
- 6-6. 苦情の申立て  
本手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室 電話 03-5253-2111）に対して苦情の申立てを行うことができる。
- 6-7. その他  
本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

以 上